特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	国民年金法に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
赤平市は，国民年金法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
赤平市長

公表日
令和4年4月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金法に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき，国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い，特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ① 国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ② 年金受給に伴う裁定請求事務 ③ 国民年金保険料の免除等申請事務 ④ 年金生活者支援給付金の支給に関する事務
③システムの名称	(1)総合行政システム（国民年金） (2)統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
(1)国民年金ファイル (2)統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項，別表第一項番31 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第24条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	―	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活課
②所属長の役職名	市民生活課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	赤平市（総務課庶務係） 北海道赤平市泉町4丁目1 0125-32-2211

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	赤平市（市民生活課戸籍年金係） 北海道赤平市泉町4丁目1 0125-32-1823

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	Ⅱ－１及びⅡ－２時点計数日	平成26年12月20日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成28年12月1日	Ⅰ－４－①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成28年12月1日	Ⅰ－４－②法令上の根拠	番号法第19条第7号，別表第二項番47，48，49，50	－	事後	
平成29年6月22日	Ⅰ－５－②所属長	市民生活課長　野呂　道洋	市民生活課長　町田　秀一	事後	
平成29年6月22日	Ⅰ－３－法令上の根拠	番号法第9条第1項，別表第一項番31	番号法第9条第1項，別表第一項番31 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成２６年９月10日内閣府・総務省令第５号）　第.24条の2	事後	
平成30年6月25日	Ⅰ－５－②所属長	市民生活課長　町田　秀一	市民生活課長	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ－１及びⅡ－２時点計数日	平成28年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅰ－１－②事務の概要	国民年金法に基づき，国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託 事務として行っている。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い，特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①　国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②　年金受給に伴う裁定請求事務 ③　国民年金保険料の免除等申請事務 なお，これらの事務に関して，番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー，情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	国民年金法に基づき，国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託 事務として行っている。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い，特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①　国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②　年金受給に伴う裁定請求事務 ③　国民年金保険料の免除等申請事務	事後	
令和2年4月30日	Ⅰ－１－③システムの名称	⑴総合行政システム（国民年金） ⑵統合宛名システム ⑶中間サーバー	⑴総合行政システム（国民年金） ⑵統合宛名システム	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ－１及びⅡ－２時点計数日	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅳ－４－特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　]委託しない [　十分である　]	[○]委託しない [　　]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月30日	Ⅳ－６－情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）[　]接続しない（提供） [　十分である　] [　十分である　]	[○]接続しない（入手）[○]接続しない（提供） [　　]	事後	
令和2年8月31日	Ⅰ－１－②事務の概要	国民年金法に基づき，国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託 事務として行っている。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い，特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ① 国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ② 年金受給に伴う裁定請求事務 ③ 国民年金保険料の免除等申請事務	国民年金法に基づき，国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託 事務として行っている。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い，特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ① 国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ② 年金受給に伴う裁定請求事務 ③ 国民年金保険料の免除等申請事務 ④ 年金生活者支援給付金の支給に関する事務	事後	
令和4年4月28日	Ⅱ－１及びⅡ－２時点計数日	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	